平成３０年　第８回　高鍋町農業委員会　総会　議事録

１．開催日時　　平成３０年　８月２８日（火）午後２時から

２．開催場所　　高鍋町役場　第３会議室

３．出席委員　　農業委員６名

　　　　　　　　農地利用最適化推進委員７名

　　農業委員

　　 １番　大福　裕子　　 ２番　幸妻　正浩　　３番　森　淸一

　　 ５番　宇治橋　俊美　 ６番　二宮　國光

　 会長　坂本　弘志

　　農地利用最適化推進委員

　　 １番　松井　正一郎　 ２番　永友　祥一　　３番　山口　裕三

　　 ５番　永友　定己　　 ６番　木浦　由子　　７番　宮越　美秋

　　 ８番　橋口　卓史

４．欠席委員

　 なし

５．議事日程

　　第１　　議事録署名委員及び会議書記の指名

　　第２　　会期の決定（別記のとおり）

　　第３　　諸報告

　　第４　　議案第４１号　農地移動適正化あっせん事業について

　　第５　　議案第４２号　農地法第３条の規定による許可申請について

第６　　議案第４３号　農地法第５条第１項の規定による許可申請書承認

　　　　　　　　　　 について

第７　　議案第４４号　農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計

　　　　　　　　　　 画の決定について

６．事務局職員　　事務局長　横山英二　　　局長補佐　三笠浩三

　　　　　　　　　係　　長　兵藤衣重　　　主　　査　佐野由美

　（開会１４時００分）

［事務局］

　ただ今から、平成３０年第８回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。それでは坂本会長、会の進行をお願いいたします。

［議長］

本日は農業委員、６名全員が出席です。農業委員会等に関する法律第２７条第３項により、総会は成立しております。

なお、農地利用最適化推進委員７名全員が出席です。

これより議事に入ります。まず日程第１の議事録署名委員及び、会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第１０条第１項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、１番・大福裕子委員　２番・幸妻正浩委員を指名いたします。

なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第２の会期の決定については別記のとおり、本日８月２８日の１日間とします。

日程第３の諸報告を事務局に求めます。

［事務局］

　２ページをお開きください。諸報告中、業務報告・業務計画について報告させて頂きます。

　はじめに、８月の業務報告でございます。

業務報告【８月】

　１６日（木）・第２９回常設審議委員会が行われております。会長が出席しております。同じく１６日（木）・午後から宮崎県農業会議の要請活動及び県農政水産部との意見交換会が行われております。そちらの方にも会長が出席しております。

　２１日（火）・現地調査を開催しております。会長・森委員・宮越推進委員、事務局からは、横山・三笠補佐・佐野主査が出席しております。

　２２日（水）・に予定されておりました、ブロック別研修会並びに２３日（木）に予定されておりました、農業者年金加入推進特別研修会は、台風の為、延期となりました。

２７日（月）・高鍋町畜魂慰霊式が開催されております。会長と私が出席しております。

　２８日（火）・本日ですが、平成３０年第８回高鍋町農業委員会総会が行われております。全委員、事務局からは全職員が出席しております。

続きまして、９月の業務計画についてでございます。

　業務計画【９月】

　３日（月）・第４４回宮崎県農業者年金受給者協議会総会が行われます。会長が出席予定です。

４日（火）・農地売買に係る協議を行います。宇治橋委員と事務局からは三笠・兵藤が出席予定になっております。予定表の中にはありませんが、６日（木）・平成３０年高鍋町議会第３回定例会が開催されます。会長と私が出席いたします。

１０日（月）・平成３０年度宮崎県女性農業委員連絡協議会総会及び研修会が開催されます。大福委員と木浦推進委員が出席予定になっております。また、１０日から１３日にかけまして、農地利用状況調査を予定しております。宜しくお願い致します。この件に関しましては、後程、説明をさせて頂きます。

１２日（水）・第３０回常設審議委員会に会長が出席予定となっております。２１日（金）・現地調査を行う予定になっております。

２５日（火）・台風で延期されました、平成３０年度農業委員及び農地利用最適化推進委員ブロック別研修会が開催されます。皆様方の御出席をお願い致します。

２８日（金）・第９回高鍋町農業委員会総会を予定しております。その後に、高鍋町農業者年金加入推進研修会を予定しております。以上でございます。

[事務局]

　３ページをお開き下さい。「県進達経過報告」を申し上げます。

　農地法５条申請。平成３０年７月２３日、現地調査を行っております。

　譲受人・○○○○○○。譲渡人・○○○○。転用目的は宅地分譲で、問題ありません。

　許可証の方はまだ届いておりませんが、８月１６日付けで許可となっております。以上です。

[議長]

　ただ今の報告について、ご質問・ご意見はございませんか。

　【質疑なし】

　それでは質問等もないようですので、以上で諸報告を終わります。

　日程第４・議案第４１号　「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

　事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

　４ページをお開き下さい。議案第４１号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

　１番。平成３０年８月２２日。売渡の申出です。

　申出者・○○○○○。農地の所在・大字○○字○○○　○○○○番○。地目・畑。面積・３，８２０㎡外４筆。

　この申出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

　ただ今説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

　それでは、あっせん委員の指名をいたします。

　１番　売渡申出　担当農業委員　２番　幸妻正浩委員

　　　　　　　　　担当推進委員　６番　木浦由子推進委員

　宜しくお願いいたします。

　日程第５・議案第４２号　「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。

　事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

　７ページをお開き下さい。議案第４２号　「農地法第３条の規定による許可申請について」です。

　１番。使用貸借。農地の所在・大字○○字○○　○○○○番○。地目・田。面積・７８２㎡外８筆。貸付人・○○○○。借受人・○○○○。

　この件につきまして、担当の坂本会長お願いいたします。

[８番]

　説明いたします。○○○○さんと○○○○さんは親子の関係です。経営移譲年金受給のための再設定であります。１０年間の使用貸借が終わりましたので、

再度１０年間の使用貸借の設定です。

　申請地は全て○○地区内にあります。その中の○○○○番○の２６㎡は、野菜等を作っておられます。その他の８筆は稲を作付けされており、現在は刈り取が終わり、約半分程はトラクターで深耕されておりました。以上です。

[議長]

　宮越推進委員から補足する事がありましたら、お願いします。

[推進委員７番]

　特にございません。

[議長]

　事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　８ページをお開き下さい。農地法第３条調査書を付けております。農地法３条第２項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。

借受人は貸渡人の息子で、経営移譲年金受給のため使用貸借契約を結んでいましたが、１０月３１日満了に伴い再設定するものであります。申請地では露地野菜や水稲を栽培しており、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

　ただ今説明・報告がおわりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

　【質疑なし】それでは,質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり許可と決定いたしました。

　次に、日程第６・議案第４３号　「農地法第５条第１項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

　事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

　９ページをお開き下さい。議案第４３号　「農地法第５条第１項の規定による許可申請書承認について」

　農地の所在・大字○○字○○　○○番○。田。３８０㎡。使用貸借です。貸付人・○○○○。借受人・○○○○○○○○　代表社員　○○○。転用目的は駐車場及び物置敷地です。

　担当の坂本会長より、ご説明をお願いいたします。

[８番]

　説明いたします。貸渡人の○○○○さんと借受人の○○○○○○○○○の経営者の方とは、○○○○にあります。借受人は○○○・○○○などを、６台の○○○○を所有して営んでおり、○○○に本店を有しております。○○○方面の仕事をする場合に、○○○○さん所有の申請地を駐車場及び事業用物置敷地として借りたいとのことです。

　申請地は、１１ページにありますように“○○○○”から、西側へ約５００ｍ程行った左側の道路沿いであります。北側は貸渡人所有の住宅。西側は町道。南側は県道。東側は高くなっております。東側差と南側県道の境界においては、ブロック塀を設置して土砂の流出を防ぎ、近隣の作物には被害を及ぼさないように留意するとのことでした。雨水は西側町道側溝へ放水して、汚水は生じないということです。１３ページを見て頂くとわかりますが、現在申請地は物置・倉庫・駐車場として無許可で使用されています。この申請地は、○○○○さんの母から、昭和４９年に相続されたものであります。その前から物置であり,

宅地と思って使っておられました。今回、倉庫の方を新築するということで、登記簿を確認したところ、田である事が分かったとのことです。始末書も付けてあります。

　以上で説明をおわります。

[議長]

　事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　申請地は周辺農地の広がりが、１０ｈａ以上の区域内にある農地であることから、第１種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に設置されるものに該当するため転用許可の対象となります。

　事業費はブロック塀別造成費・その他合計○○○○○円で、事業費を上回る金融機関の残高証明書が添付されており、資金面については特に問題無いと考えられます。また、竹鳩水利組合の同意書及び転用に伴う土地について協議が整い、差し支えないとする小丸川土地改良区の意見書が添付されております。以上です。

[議長]

　ただ今、説明・報告が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

２番。

[事務局]

　２番。農地の所在・大字○○字○○○　○○○○番○。田。９８２㎡。所有権移転です。譲渡人・○○○○。譲受人・○○○○。転用目的は農業用資材置場及び駐車場です。

担当の森委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

　はい、３番。

[３番]

　３番、説明いたします。今回の申請は、譲受人の○○さんが譲渡人の○○さんより、この土地を買い取り○○の農業資材、○○と聞いておりますが、それと○○の駐車場に使用するということです。

　申請の場所は、後ろの方の１６ページをみて頂くと、分かるとおりです。○○○○○のほぼ西側１００ｍ位の所にある農地です。この農地は以前、貸し手の○○さんが、昭和５２年の１２月に一般個人住宅と車庫を作るという事で、５条申請がなされておりますが、埋立てをしただけで、現状のままです。

　この農地の北側と東側は田んぼ。実際は田ではなく埋め立てた状態になっております。西側は道路。南側は自宅になっております。今後、自宅以外の周りには、すでに２箇所にはブロック塀を設置してありますが、それ以外の所にはブロック塀を設置し、雨水については雨水集積桝を設けて、既存の排水路に放流するということです。それ以外に水利組合の許可あるいは銀行の残高証明が添付されております。

　申請後は、自分の経営している○○○○○と契約し、その土地を有効利用する予定であります。土地代が○○○万円ということです。以上です。

[議長]

　事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　申請地は周辺農地の広がりが、１０ｈａ以上の区域内にある農地であることから、第１種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に設置されるものに該当するため転用許可の対象となります。それから、事前着工となっておりますので、始末書の方が提出されております。以上です。

[議長]

　ただ今、説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご報告はございませんか。

　【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

　次に日程第７・議案第４４号　「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を、議題とします。

　事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

　１９ページをお開き下さい。所有権移転です。

　１番。農地の所在・大字○○字○○　○○○○番　○○○。地目・畑。面積・７５５㎡。所有権を移転する者・○○○○○）。所有権の移転を受ける者・○○○○。

　担当代理の大福委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

　はい、１番。

[１番]

　１番。説明をいたします。○○・○○線に○○のバス停がございます。そこの十字路をさらに行って○○の方に向かいますと、次のＴ字路を南の方に向かった所に○○がございます。この○○の西隣は畑２筆になっておりまして、○○○○さんが経営する○○の隣の畑になっております。そこに○○さんが、現在も甘藷を作付けされております。その２筆のうちの１筆を所有権移転をしたいということで、７５５㎡に対しまして、○○○円ということでございます。

　この対価の○○○円につきましては、○○を経営していく中で隣の畑であることから、防疫対策で消毒をすることもあり、とても迷惑をかけているという事から、この価格になっております。

[議長]

　事務局及び担当委員の説明が終わりました。

　ご意見・ご質問はございませんか。

　【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり決定いたしました。

　２番。

[事務局]

　２番。農地の所在・大字○○○字○○　○○○○○番。地目・畑。９７８㎡。所有権を移転する者・○○○○○。所有権の移転を受ける者・○○○○。

担当の宇治橋委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

　はい、５番。

[５番]

　５番。説明いたします。これは強化法による所有権移転でございます。場所は今、○○○○○○の建設が始まっておりますが、この敷地の隣接する土地でございます。○○さんの土地でございますが、１０年程前から○○さんが借りてキャベツ・白菜等を作っておられました。その間に、双方間で○○さんからこの土地を買って貰えないだろうかということで、○○さんが買い求めるということになった訳でございます。

　○○さんは、稲作が中心の経営をされておりますが、今後もこの土地にキャベツ・白菜等を作っていくということでございます。価格は９７８㎡で○○万円ということになっております。以上です。

[議長]

　事務局及び担当委員の説明が終わりました。

　ご意見・ご質問はございませんか。

　【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

　全員起立と認めます。よって本件は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案のすべてを終わりましたが、事務局から、その他で連絡することがあればお願いします。

それではこれをもちまして、平成３０年第８回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。どうも有難うございました。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（１４時３７分終了）

　高鍋町農業委員会会議規則第１０条の規定により、ここに署名する。

　　　　　　　　　議　　長　　　　会　長

　　　　　　　　　署名委員　　　　１　番

　　　　　　　　　署名委員　　　　２　番